

開発事業の計画・立案

事業地が周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内

事業地が周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外

掘削行為を伴う土木工事等を行いますか？

「加古川市開発事業の調整等に関する条例」に該当しますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

文化財保護法第93条の届出の提出が必要です

届出の提出は必要ありません

開発事前届、開発計画書を開発指導課へ提出

届出の提出は必要ありません

事業地及び工事計画内容、周辺の埋蔵文化財の状況から、その取扱いについて審査します

埋蔵文化財が存在する場合

埋蔵文化財の存在が不明な場合

埋蔵文化財が存在しない場合

確認調査の実施

調査の結果、埋蔵文化財が確認された場合

調査の結果、埋蔵文化財が確認されなかった場合

工事による埋蔵文化財への影響の有無について検討し、今後の工事計画内容の変更等について協議します

掘削行為等を伴う工事計画が埋蔵文化財に影響を与える場合

掘削行為等を伴う工事計画が埋蔵文化財に与える影響が少ない、またはない場合

発掘調査

工事立会

慎重工事